

住民基本台帳ネットワークに関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

自治振興課 行政・公務員グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3093/FAX:087-831-4358

E-mail: jichisin@pref.kagawa.lg.jp

令和5年8月10日から令和5年9月11日までの1カ月間、住民基本台帳ネットワークに関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から12件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、案と直接関係のないと考えられるご意見内容については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人	1件
企業	0件
団体	0件
合計	1件

〈提出されたご意見の数〉

表紙に関すること	1件
I 基本情報に関すること	4件
（別添1）事務の内容に関すること	1件
II 特定個人情報ファイルの概要に関すること	4件
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおける リスク対策に関すること	2件
合 計	12件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
「表紙」に関すること	
<p>表紙の「特記事項」では、生体認証情報について記載がないが、記載しなくてもよいのか。なお、生体認証情報も個人が特定できれば個人情報に該当するはずである。生体個人情報の取り扱いについて県はどのように扱うのか。</p>	<p>表紙の特記事項では、住民基本台帳ネットワークで講じられているセキュリティ対策の概要を説明しており、その対策の1つとしてシステム「操作者」の「限定」について記載しています。</p> <p>限定の具体的な方法は、「Ⅲ-3-リスク2-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法」で、生体認証を用いていることを説明しているため、記載の不足はないものと考えております。</p> <p>また、住民基本台帳ネットワークに関する事務においては、システム管理者が、システム利用者の初任時に、システム利用者に対して説明の上で、生体情報をシステムに登録する取扱いとしており、人事異動等によりシステム利用者が解任された場合には、システム管理者が、生体情報をシステムから削除する取扱いとしております。</p>
「Ⅰ 基本情報」に関すること	
<p>【項目：1-②】</p> <p>特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容として、「磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理」について記載があるが、現在、情報システムにおいては、SSDといったフラッシュメモリや磁気テープによるファイルの管理も一般的であるところ、磁気ディスクのみの記載でよいのか(その他の箇所も同様)。</p>	<p>1-②では、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号、以下「法」といいます。）に基づく管理方法を記載しております。法で定義されている「磁気ディスク」とは、「これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む（法第6条第3項）」ものとされております。他の記載箇所についても同様の考え方です。</p>
<p>【項目：2】</p> <p>使用するシステムについて、ガバメントクラウド化への考慮はないのか。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム・附票連携システムは地方公共団体共同のシステムであり、香川県独自の業務システムではないため、本県単体で検討できるものではございませんが、現時点でガバメントクラウドへ移行する方針は示されておられません。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>【項目：4-①】 附票本人確認情報を提供・移転する先として、日本政府の法執行機関は含まれないのか。</p>	<p>都道府県からの提供先に、国の機関は含まれておりません。</p>
<p>【項目：4-②】 スマートフォンといった電子デバイス利用によるメリットは考慮されていないのか。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務においては、スマートフォンといった電子デバイス利用による直接的なメリットは想定されておりません。</p>
<p>「(別添1) 事務の内容」に関すること</p>	
<p>図の中の「集約センター」とはJ-LISのことを指しているのか。ほかに該当する組織がなければ明示してもかまわないのではないか。</p>	<p>集約センターとは、全国にある都道府県サーバを1拠点に集約した施設のことを指しております。その旨は図の中で説明しております。</p>
<p>「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」に関すること</p>	
<p>「特定個人情報ファイル」となっているが、ファイルという保存形式ではなく、データベース上のレコードで存在する個人情報に関してはどう扱うのか。</p>	<p>本評価書は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第27条第1項に定める指針の指定様式を用いて作成しており、「特定個人情報ファイル」の取扱い等について評価する内容となっております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>【項目：Ⅱ-2-④】 県が管理している県民の本人確認情報等について、何の用途で収集、保存されているのかがわかりづらい。県の広報であればどこでもよいので、例示してもらえないか。</p>	<p>本人確認情報等の用途については、評価書中の「Ⅱ-3-⑥, ⑧」で、「使用目的 (⑥)」及び「使用方法 (⑧)」として明示しております。</p> <p>また、住民基本台帳ネットワークを用いた本人確認情報の、年間利用状況については、県 HP にて公表しております。</p>
<p>【項目：Ⅱ-4-委託事項2-⑧】 地方自治体においては個人情報に関して再委託先から情報漏洩が発生するケースが懸念される。ここでいう、「原則として再委託を禁止している」が、「やむを得ず再委託を実施する必要がある場合」とは、どういった場合を想定しているのか明示してほしい。</p>	<p>「やむを得ず再委託を実施する必要がある場合」に該当するか否かは、個別具体的に判断する必要があるところ、委託事業者には、予め書面にて再委託理由等を申請させる取扱いとしております。</p> <p>なお、委託事項2においては、直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない業務を委託対象にしております。</p>
<p>【項目：Ⅱ-6-③】 ここでいう「消去」とは、保存媒体上からの物理的消去を指すのか、それとも削除フラグの付与やファイルのインデックス削除といった論理的消去を指すのか。</p>	<p>物理的消去を指しております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」に関すること	
<p>【項目：Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法】</p> <p>個人情報の消去が必要となった場合、バックアップ媒体からの個人情報の消去については想定されているのか。</p>	<p>都道府県知事保存附票本人確認情報については、「Ⅲ-4-特定個人情報の消去ルール-ルール内容及びルール遵守の確認方法」にて取扱いを明記しております。</p> <p>都道府県知事保存本人確認情報については、ご意見を受けて、評価書に取扱いを明記いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>修正箇所 住民基本台帳ネットワークに関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」 Ⅲ-4-特定個人情報の消去ルール-ルール内容及びルール遵守の確認方法</p> </div> <p>次の文章を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。
<p>【項目：Ⅲ-7-⑥-具体的な対策】</p> <p>サイバー攻撃の高度化、巧妙化により、ウイルス対策ソフトだけではサイバーセキュリティの維持が困難となってきている。</p> <p>ウイルス対策ソフト以外にも、EDR の導入といった対策は取られるのか。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムには、「EDR（Endpoint Detection and Response）」に該当するような仕組みは導入されておりません。</p>